

指定納付受託者に納付させる歳入

- (1) 今治市朝倉ふれあい交流センター条例第8条別表で定めるもの。
- (2) 今治市B&G海洋センター条例第10条別表第1及び別表第2で定めるもの。
- (3) 今治市宮窪石文化運動公園条例第9条別表で定めるもの。
- (4) 今治市みやくぼ石文化交流館条例第8条別表で定めるもの。
- (5) 今治市営スポーツランド条例第9条のうち、別表第3、別表第4及び別表第6で定めるもの。
- (8) 今治市営体育館条例第9条別表第2及び別表第3で定めるもの。
- (10) 今治市営運動場条例第7条のうち別表第1の1、3、4及び5、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5に定めるもの。
- (11) 今治市立学校運動場夜間照明施設条例第9条で定めるもので、第2条別表のうち鳥生小学校運動場夜間照明施設、清水小学校運動場夜間照明施設、近見中学校運動場夜間照明施設、立花中学校運動場夜間照明施設、桜井中学校運動場夜間照明施設、南中学校運動場夜間照明施設、西中学校運動場夜間照明施設、九和小学校運動場夜間照明施設、大西中学校運動場夜間照明施設、吉海小学校運動場夜間照明施設及び伯方中学校運動場夜間照明施設にかかるもの。
- (13) 今治市大西藤山歴史資料館条例第9条別表第1、別表第2及び別表第3で定めるもの。
- (14) 今治市吉海郷土文化センター条例第7条別表第1、別表第2及び別表第3で定めるもの。
- (15) 今治市上浦歴史民俗資料館条例第15条別表第1、別表第2及び別表第3で定めるもの。
- (16) 今治市大三島美術館条例第7条別表第1及び別表第2で定めるもの。
- (17) 今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例第7条別表第1及び別表第2で定めるもの。
- (18) 今治市広域的利用促進のための公の施設の使用の特例に関する条例で定める特別利用券のうち、同条例第2条で掲げる公の施設のうち、今治市大三島美術館本館及び今治市大三島美術館別館、今治市伊東豊雄建築ミュージアム、今治市大西藤山歴史資料館、今治市吉海郷土文化センター及び今治市上浦歴史民俗資料館にかかるもの。
- (19) 市が管理する公の施設において、市が行う物品の売払いに係る物品売払収入のうち、今治市大西藤山歴史資料館条例第2条、今治市吉海郷土文化センター条例第2条、今治市上浦歴史民俗資料館条例第2条、今治市大三島美術館条例第2条及び今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例第2条で設置される施設にかかるもの。
- (20) 今治市障がい者文化体育施設条例第15条別表で定めるもの。
- (21) 今治市手数料条例第2条第1号から第15号、第21号及び第29号から第34号で定めるもののうち、今治市支所設置条例第2条別表で定める支所で納付を受けるもの。
- (22) 今治市戸籍手数料条例第2条で定めるもののうち、今治市支所設置条例第2条別表で定める支所で納付を受けるもの。
- (23) 今治市市税条例第91条第8項で定めるもののうち、今治市支所設置条例第2条別表で定める支所で納付を受けるもの。